

様式第1号

秋市医 第157号
令和6年6月27日

秋田県知事 佐竹敬久様

〔設置者の名称〕 一般社団法人秋田市医師会

〔代表者の役職〕 会長 〔代表者の氏名〕 湊元志

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	秋田市医師会立秋田看護学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ 専門学校)
大学等の所在地	秋田県秋田市八橋南一丁目8番11号
学長又は校長の氏名	学校長 湊元志
設置者の名称	一般社団法人秋田市医師会
設置者の主たる事務所の所在地	秋田県秋田市八橋南一丁目8番5号
設置者の代表者の氏名	会長 湊元志
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://acma.or.jp/school/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。
- 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業

するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	秋田看護学校 中島修	018-864-8804	jimu@akitakango.jp
第2号の1	同上 京野順子	同上	kango@estate.ocn.ne.jp
第2号の2	同上 中島修	同上	jimu@akitakango.jp
第2号の3	同上 京野順子	同上	kango@estate.ocn.ne.jp
第2号の4	同上 中島修・京野順子	同上	上記のとおり

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点(☑)を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	234,615,542円	237,393,450円	△ 2,777,908円
申請2年度前の決算	244,002,011円	233,268,580円	10,733,431円
申請3年度前の決算	245,142,817円	244,360,983円	781,834円

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	488,743,708円	6,716,154円	482,027,554円

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率 (F)/(E)
今年度(申請年度)	120人	119人	99.2%
前年度	120人	117人	97.5%
前々年度	120人	122人	101.7%

(IIの補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	資産の内容	申請前年度の決算に おける金額
退職引当預金		72,962,616円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	負債の内容	申請前年度の決算に おける金額
未払金		6,716,154円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	9	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本校ホームページのトップ画面『学校案内』中の「修学支援新制度」の項目において公表する。

<https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240628101717.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	秋田市医師会立秋田看護学校学校関係者評価委員会
役割	学校長が行う自己点検及び自己評価の結果並びにそれに伴う改善方策について評価し、併せて、意見、助言等を行うことにより、学校運営の組織的かつ継続的な改善を図る。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
地方独立行政法人市立秋田総合病院 患者サポートセンター 主任	令和5年4月1日から同7年3月31日まで	臨地実習受入施設
J A秋田厚生連 湖東厚生病院 看護師長	同上	本校の前身の秋田市医師会立秋田高等看護学院の卒業生
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>令和5年12月から翌年度の授業時間割の調整作業に入り、同6年2月に授業計画書の原案作成及び印刷業者への入稿を行い、同年3月末日までに完成させた。完成した授業計画書（シラバス）は、学生に配布するとともに、本校ホームページで公表している。</p> <p>なお、令和4年度から改正教育課程が施行されたが、今年度は1年次生から3年次生までがこの改正後教育課程（新カリキュラム）の適用対象となったため、シラバスは1冊にまとめて配布している。</p>	
<p>授業計画書の 公表方法</p>	<p>本校ホームページのトップ画面『学校案内』中の「教育課程」等の項目において公表する。 https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240626120102.pdf</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は履修を認定していること。</p>	

<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>次の成績評価の方法及び基準により、厳格かつ適正に単位の修得を認定している。</p> <p>○方法</p> <p>講義科目試験の結果（点数）及び臨地実習要項に規定する評価基準に基づく実習成績により学習成果を判定する。</p> <p>○基準</p> <p>次の4段階に区分し、60点以上を合格とする。</p> <p>A（100～85点）</p> <p>B（84～70点）</p> <p>C（69点～60点）</p> <p>D（59点以下）</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>各学生の講義科目及び実習科目における成績の状況を把握するため、通常の成績評価とは別に、成績の分布を示す成績分布表（60点以上は概ね10点刻みとする。）を、令和5年度末日までに作成した。</p> <p>成績分布表の作成方法は、学生ごとに講義科目試験の素点と実習科目の評点とを合算し、これを当該学年次において履修予定である全授業科目数で除して個別に平均点を算出することにより順位付けを行った。この場合において、下位4分の1に該当する学生には、その旨を伝え奮起等を促した。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>本校ホームページのトップ画面『学校案内』の中の「学則・規程」の項目3において公表する。</p> <p>https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240717141625.pdf</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

講義科目試験及び実習科目評価において60点以上を獲得すること等により、学年ごとの単位数(1年次44単位、2年次42単位、3年次19単位)の合計105単位を修得し、かつ、欠席日数が出席すべき日数の3分の1以下である場合に、学校運営会議(令和6年1月)における個別審査を経て卒業及び進級を認定した。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240717141625.pdf>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240627155049.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240627155427.pdf
財産目録	
事業報告書	https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240627160300.pdf
監事による監査報告(書)	https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240627160756.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	105単位	新82単位		新23単位		105単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		119人	0人	9人	70人	79人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 令和6年3月末日までに授業計画書（シラバス）を作成するとともに、各授業の担当教員が授業科目ごとの講義計画、演習計画、実習計画等を作成し、同年4月に学生に配布した。
成績評価の基準・方法
（概要） 次の成績評価の方法及び基準により、厳格かつ適正に単位の修得を認定している。
○方法 講義科目試験の結果（点数）及び臨地実習要項に規定する評価基準に基づく実習成績により学習成果を判定する。
○基準 次の4段階に区分し、60点以上を合格とする。 A（100～85点） B（84～70点）

C (69点～60点) D (59点以下)
卒業・進級の認定基準 (概要) 講義科目試験及び実習科目評価において60点以上を獲得すること等により、学年ごとの単位数(1年次44単位、2年次42単位、3年次19単位)の合計105単位を修得し、かつ、欠席日数が出席すべき日数の3分の1以下である場合に、学校運営会議における個別審査を経て卒業を認定する。
学修支援等 (概要) 補講、補習、国試対策のための個別支援等を行うほか、夏期休業中の三者面談、必要に応じた個別面談等を実施する。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
31人 (100%)	2人 (6.5%)	27人 (87.0%)	2人 (6.5%)
(主な就職、業界等) 県内外の総合病院、大学附属病院等			
(就職指導内容) 学内就職説明会、病院見学、卒業生との懇談会等を実施した。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験の合格による看護師免許の取得			
(備考)(任意記載事項)			

中途退学の現状(令和5年度)		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
117人	5人	4.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学習支援、学生・保護者との面談等を実施している。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	300,000 円	600,000 円	270,000 円	施設整備費等負担金 50,000 円 (年間)、教科書・白衣代等 約 460,000 円 (3年間)
	円	円	円	※ 令和 6 年度で施設整備費等 負担金を廃止。7 年度から 運営維持費 75,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
3 年次生を対象として、年 600,000 円を上限として貸与する秋田市医師会奨学金制度がある。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
本校ホームページトップ画面『学校案内』の中の「自己評価等の公表」の項目で公表する。 https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240627161956.pdf		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>主な評価項目として、学校運営、教育理念・教育目的・教育目標、教育課程経営、基礎・成人・老年・小児・母性・精神看護学における教授、学習及び評価過程、経営・管理過程、国家試験、研究活動の状況等を設定する。</p> <p>学校関係者評価委員会には、卒業生、保護者、医療・看護・保健・福祉業務従事者、地域住民、教育関係者その他の有識者から 2 名以上委嘱する。</p> <p>学校関係者評価委員会は、自己評価結果の評価、施設設備等の視察・確認、教職員との意見交換などを行うことにより、学校運営の組織的かつ継続的な改善に役立てる。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
地方独立行政法人市立秋田総合病院 患者サポートセンター主任	令和 5 年 4 月 1 日から 同 7 年 3 月 3 1 日まで	病院
J A 秋田厚生連湖東厚生病院 看護師長	同上	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページトップ画面『学校案内』の中の「自己評価等の公表」の項目で公表する。 https://acma.or.jp/school/maintenance/dlimg/240627162300.pdf		

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		23人	22人	23人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	16人	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				23人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	一人
計	人	0人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	一人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	一人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。